

Pick Up! 行政情報

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画策定委員会
市民委員を募集

第3次芦屋市健康増進・食育推進計画策定にあたり、市民委員を募集します。

この計画は、「妊娠・出産期」「乳幼児期」から「高齢期」までのライフステージごとの健康づくりや食育活動の施策を総合的・計画的に推進するためのものです。



- 募集人数 2人以内
- 任期 4月1日～平成30年3月31日
※1回あたり約2時間(年6回程度)の会議(平日の昼間)を予定
- 応募資格 市内在住で応募時の年齢が満20歳以上のかた
※3以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは除く
- 報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給
- 応募方法 「あしやの健康づくりについて」または「あしやの食育について」と題した作文800字程度(形式自由)と、住所・氏名・生年月日・電話番号を3月9日から23日の午後5時までに郵送・ファクス・Eメールで下記へ
※応募原稿は返却しません。※書類選考で決定、結果は本人宛てに通知。

問い合わせ 健康課 ☎31-1586/☎31-1018
✉kenkou@city.ashiya.lg.jp (〒659-8501 住所不要)

芦屋市文化振興審議会 市民委員を募集

市の文化振興基本計画の策定や計画に基づく事業の進行管理など、文化に関する重要事項等を調査審議する芦屋市文化振興審議会の市民委員を募集します。

- 募集人数 2人
- 任期 4月1日～平成31年3月31日
※1回約2時間(年3回～5回程度)の会議(平日・休日の夜間を含む)
- 応募資格 市内在住で、4月1日時点で満20歳以上のかた
※3以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは除く
- 報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給
- 応募方法 「私が考えるこれからの芦屋の文化について」をテーマに800字以内のレポート(形式自由)と住所・氏名・生年月日・電話番号を、3月1日から15日(当日消印有効)までに郵送・Eメールまたは下記へ持参(市ホームページからも応募できます)※応募原稿は返却しません。※選考委員会で決定、結果は本人宛てに通知。

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127
✉info@city.ashiya.lg.jp (〒659-8501 住所不要)

住宅マスタープラン策定委員会 市民委員を募集

今後の住宅施策を検討するに際し、少子高齢化や人口減少などの時代の変化に対応していくため、新たな住宅マスタープランの策定を行います。

- 募集人数 2人以内
- 任期 5月1日～平成30年3月31日(予定)
※1回約2時間(年4回～6回程度)の会議
- 応募資格 市内在住で応募時の年齢が満20歳以上のかた
※3以上の附属機関等の委員に委嘱されているかたは除く
- 報酬 規定に基づき委員報酬および市内で電車・バスを利用されるかたには交通費を支給
- 応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入し、「住宅・住環境に関する作文」800字程度(形式自由)を添付の上、3月1日から31日の午後5時までに郵送または持参で下記へ※応募原稿は返却しません。※選考委員会で決定、結果は本人宛てに通知。※応募用紙・詳細は市ホームページへ

問い合わせ 住宅課 ☎38-2721/☎38-2722
✉jutaku@city.ashiya.lg.jp (〒659-8501 住所不要)

平成29年度 住宅総合相談窓口運営事業者を募集

- 応募資格 住宅総合相談窓口業務全般について、円滑に運営できる法人または団体(個人は不可)。書類審査あり。
- 業務範囲 住宅・マンションに関する総合相談窓口の設置。マンション管理組合のネットワーク作りの支援。各種相談窓口・関連情報のデータベース化等
- 募集要項 3月1日(水)から平日の執務時間内に下記で配布。また、市ホームページからのダウンロードも可能。
- 申請方法 提出書類を3月15日(水)〈必着〉までの平日の執務時間内に郵送または持参で下記へ

問い合わせ 住宅課 ☎38-2721/☎38-2722 (〒659-8501 住所不要)

J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業に
関する都市計画決定・変更案を縦覧します

■縦覧件名

- ①阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)第二種市街地再開発事業の決定(芦屋市決定) J R 芦屋駅南地区の案
- ②阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)高度利用地区の変更(芦屋市決定)変更案
- ③阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)道路の変更(芦屋市決定)7.6.363号駅前広場西線の変更案

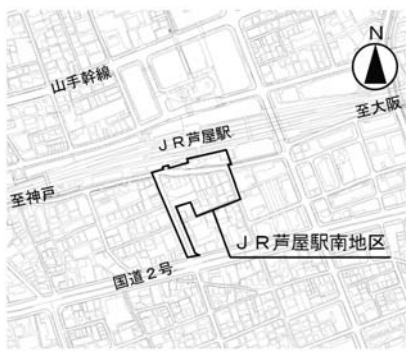
■縦覧期間 3月2日～16日(平日・執務時間内)

■縦覧場所 都市整備課(市役所東館2階)

■決定・変更内容 ① J R 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業の決定
② 高度利用地区(J R 芦屋駅南地区)の追加③交通広場の区域変更

■意見書 市民および利害関係人は、縦覧期間中に芦屋市宛ての意見書を提出することができます。個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。

■意見書提出先 上記の縦覧場所に提出してください。



問い合わせ 都市整備課 ☎38-2074

夜間(午後5時～翌朝9時)水道修理当番表【3月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

- 平日の昼間は下記へ
- 土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ
- 夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ
水道工務課 ☎38-2083

店名	TEL	当番日
(株)大阪商会	22-4446	1 7 13 19 25 31
前忠工業(株)	31-8548	2 15 21 27
(資)神明商会	22-3565	3 9 22 28
中央水道工務所	22-3552	4 10 16 29
原田商会	22-0706	5 11 17 23
越智商会	22-3708	6 12 18 24 30
西岡設備工業所	22-6900	8 14 20 26

【お詫びと訂正】 2月15日号3面の「市の財政状況をお知らせします」におきまして、「主な建設事業予算の執行状況」の表に誤りがありました。

正しくは次の通りです。お詫びして訂正致します。

■主な建設事業予算の執行状況(平成28年12月末現在) 単位:千円

事業名	現計予算額	支出済額
社会福祉複合施設整備に要する経費	303,812	303,811
大気汚染対策緑地建設事業(総合公園整備)	512,914	512,914
市営住宅等ストック総合活用計画に係る建替業務	4,098,083	3,915,169
浜風小学校施設整備事業費	796,400	305,017
岩園幼稚園施設整備事業費	556,483	519,463

問い合わせ 財政課 ☎38-2011 ※支出済額には支出予定額が含まれます。